特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	障害者の総合支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桶川市は、障害者支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事務を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
埼玉県桶川市長

公表日
令和6年7月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の総合支援に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づ介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特定特別障害者給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談給付費、計画相談給付費、特例計画相談給付費、療養介護給付費、基準該当療養介護給付費、高額障害福祉サービス等給付給付費に関する事務及び、障害支援区分の認定並びに自立支援医療費に関する事務である。 法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（番号法）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①法第6条の自立支援給付に関する事務 ②法第24条2項の支給決定の変更に関する事務 ③法第51条の9項第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④法第56条第2項の支給決定の変更に関する事務 ⑤法第77条又は78条の地域生活支援事業の実施に関する事務 ⑥番号法第19条第7項別表第二に規定する情報提供
③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
資格管理ファイル、支払ファイル、所得ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第1の84の項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「障害者自立支援給付」が含まれる項（11、37、42、75、125，144，155、161の項） 第3欄が「市町村長」の項のうち、第4欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項（81の項） 第3欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総

②法令上の根拠	合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項（145の項） 第3欄が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当に関する情報」が含まれる項（42、80、125、161の項） 第3欄が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄に「特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項（80の項） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（特定個人番号利用事務）に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第16条で定めるもの」が含まれる項（14の項） 第1欄が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの」が含まれる項（15の項） 第1欄が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第18条で定めるもの」が含まれる項（16の項） 第1欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの」が含まれる項（20の項） 第一欄が「市町村長」の項のうち、「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの」が含まれる項（37の項） 第1欄が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの」が含まれる項（92の項） 第1欄が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって第95条で定めるもの」が含まれる項（93の項） 第1欄が「都道府県知事等」の項のうち、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第121条で定めるもの」が含まれる項（119の項） 第1欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの」が含まれる項（144の項） 第1欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第147条で定めるもの」が含まれる項（145の項） 第1欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって第148条で定めるもの」が含まれる項（146の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課障害支援係
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務・情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部障害福祉課障害支援係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号　電話　048－786－3211

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	Ⅰ－5．評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉部障害福祉課障害者支援グループ	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	障害福祉課長　桐生典広	障害福祉課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務・情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部障害福祉課障害者支援グループ	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅰ－8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成30年12月1日　時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成27年5月1日　時点	平成30年12月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	平成30年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成30年12月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和2年5月27日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	Ⅱ－2．取扱者数　いつの時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ-4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	法令の改正に伴い、見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ-5．評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅰ-8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ－1．対象人数　いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ－1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ－2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅰ－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	⑥番号法第19条第7項別表第二	⑥番号法第19条第8号に基づく主務省令第２条の表	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅰ－3. .個人番号の利用	番号法別表第1の84の項	番号法別表１１７の項	事後	法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月10日	Ⅰ-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項（16、26、56の2、87の項） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項（57の項） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項（16、116の項） 第3欄（情報提供者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項（109の項） 第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当に関する情報」が含まれる項（47、56の2の項） 第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項（56の2の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「障害者自立支援給付」が含まれる項（11、37、42、75、125，144，155、161の項） 第3欄が「市町村長」の項のうち、第4欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項（81の項） 第3欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項（145の項） 第3欄が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当に関する情報」が含まれる項（42、80、125、161の項） 第3欄が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄に「特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項（80の項） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（特定個人番号利用事務）に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第16条で定めるもの」が含まれる項（14の項）	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　①部署	福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害支援係	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害支援係	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ―1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ―2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	見直しを実施したため